

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	関 市

関市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	関市産業経済部農林課
所 在 地	岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地
電 話 番 号	0575-22-3131
F A X 番 号	0575-23-7741
メールアドレス	norin@city.seki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、カワウ・サギ類、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	関 市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	水稲、大豆、果樹、野菜、いも類	面積： 16.24ha 金額： 2,021 千円
イノシシ	水稲、麦、大豆、果樹、野菜、いも類	面積： 23.63ha 金額： 3,348 千円
ニホンジカ	水稲、大豆、果樹、野菜	面積： 4.75ha 金額： 2,744 千円
アライグマ	水稲、果樹、野菜いも類	面積： 1.21ha 金額： 59 千円
ヌートリア	水稲、果樹、野菜いも類	面積： 6.24ha 金額： 168 千円
ハクビシン	果樹、野菜	面積： 3.56ha 金額： 46 千円
カラス	水稲、大豆、野菜、果樹	面積： 11.07ha 金額 351 千円
カワウ・サギ類	魚類	数量： 12.7 t 金額： 32,645 千円
ツキノワグマ	果樹、野菜	面積： 0ha 金額： 0千円
タヌキ	野菜	面積： 0.16ha 金額： 13千円
キツネ	野菜、落花生	面積： 0ha 金額： 0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

関市は、平成１７年の市町村合併により、市街地と中山間地域、過疎地域からなっている。総面積に占める森林面積は約８０％となっており動植物が多く生息しているが、そのため鳥獣による農作物への被害が市全域まで広がっており、なかなか被害に歯止めがかからないことから農家の生産意欲の低下が懸念されている。

防護柵の設置や有害鳥獣捕獲による捕獲を実施しているが、一部地域の防護や一部の捕獲だけでは、農作物被害対策としては限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。さらに、近年は各有害鳥獣の被害区域が拡大し、住民から積極的な対策を求める声が上がっている。

カワウ・サギ類による、放流稚魚等への食害も深刻になってきており、世界農業遺産に認められた清流長良川の鮎を守るためにも対策が必要になっている。

ツキノワグマについても出没・目撃が増加しており、今後の農作物被害・人身事故が懸念され、対策が必要となっている。

タヌキやキツネの目撃が増加しており、農作物被害や疥癬病の感染拡大、他動物やペットへの感染が懸念されるため、対策が必要となっている。

(注) １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ニホンザル	16.24ha	2,021 千円	11.37ha	1,415 千円
イノシシ	23.63ha	3,348 千円	16.54ha	2,344 千円
ニホンジカ	4.75ha	2,744 千円	3.33ha	1,921 千円
アライグマ	1.21ha	59 千円	0.85ha	41 千円
ヌートリア	6.24ha	168 千円	4.37ha	118 千円
ハクビシン	3.56ha	46 千円	2.49ha	32 千円
カラス	11.07ha	351 千円	7.75ha	246 千円
カワウ・サギ類	12.7 t	32,645 千円	8.89 t	22,852 千円
ツキノワグマ	0ha	0 千円	0ha	0 千円
タヌキ	0.16ha	13 千円	0.11ha	9 千円
キツネ	0ha	0 千円	0ha	0 千円

※ニホンジカとカワウ・サギ類以外の現状値（令和５年度）は、被害が少なかったため、令和元年度から令和５年度までの５年間の平均を計上

(注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・被害防止捕獲制度による捕獲を市猟友会に依頼。 ・国庫補助事業等を活用し、大型の捕獲檻を導入。	・猟友会員が高齢化し、後継者も不足している。それに伴い、会員数が減少しているため、現在の活動をどう維持していくか、会員をどう確保していくかが課題である。
防護柵の設置等に関する取組	・県単独事業、国庫補助事業を活用し、侵入防止柵を整備する実施主体・地区に対し支援を行っている。 ・集落での勉強会において、追い払い・集落点検など獣害対策への啓発を行っている。 ・市単独事業による電気柵設置の補助金を交付している。 ・サルについては、猟友会等による追い払いを行っている。	・被害防止柵設置後は、未設置の圃場に有害獣が移動し、被害を引き起こしているため、広域で防護柵を設置するといったことや、設置後の有害獣の動きの把握が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	・集落に山林が迫っている地域において緩衝帯の整備を進めている。	・県補助事業で里山整備を行っているが、要望が多く、事業実施までに時間を要する。 ・事業実施後の維持管理について、地元の負担が多く、そのままの状態になりがちである。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追い上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 行政や農業者団体、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、研修会の開催、追い払い体制の構築、防除施設を共同で設置するなどを行う。
- ・ 林縁部の草刈りや樹木の伐採、クズ野菜の適正処理、放任果樹の伐採など耕作放棄地対策や集落環境整備についても啓発して、鳥獣害対策に対する共通意識を持つことにより、知識を共有し効果的な防除システムを構築する。
- ・ 射撃場を活用した猟銃による捕獲従事者の育成、確保及び捕獲技術の向上を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 農業者等からの被害報告を受けて市が被害状況を確認したのち、捕獲業務を委託している関市猟友会に捕獲を速やかに依頼する。
- ・ 鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名し、被害防止施策を適切に実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	全般	・ 猟友会員及び猟友会の捕獲隊員の育成、確保のため、農業者等に免許講習会の開催情報を周知や捕獲隊員の研修会等の実施。補助制度。
	ニホンザル	・ 定期的な巡視及び徹底的な追払いを行う。 ・ 既存施設の定期的なメンテナンスを行う。
	アライグマ ヌートリア カラス	・ 住宅地付近での生活環境被害の多いため、猟友会の協力のもとに、分布の把握、効果的な捕獲体制を確立する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
・ 近年の被害防止捕獲の捕獲実績としては、増減を繰り返している状況であるが、ニホンザル、イノシシの出没回数が特に顕著であり、また、ニホンジカの捕獲頭数は増一方である。過去3年の捕獲実績を踏まえ、積極的な捕獲を計画する。 ・ ツキノワグマについても出没、目撃が増加しており、今後の山林被害と事故が懸念されるため、被害を防止する範囲での捕獲を実施する。			
○捕獲実績			
対象鳥獣	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンザル	73頭	161頭	134頭
イノシシ	148頭	185頭	208頭
ニホンジカ	586頭	748頭	717頭
アライグマ	30頭	45頭	50頭
ヌートリア	60頭	18頭	27頭
ハクビシン	38頭	78頭	104頭
カラス	214羽	510羽	387羽
カワウ	153羽	193羽	240羽
サギ類	0羽	3羽	1羽
ツキノワグマ	0頭	0頭	0頭
タヌキ	34頭	142頭	176頭
キツネ	13頭	14頭	30頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	250頭	250頭	250頭
イノシシ	350頭	350頭	350頭
ニホンジカ	900頭	900頭	900頭
アライグマ	70頭	70頭	70頭
ヌートリア	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	120頭	120頭	120頭
カラス	450羽	450羽	450羽
カワウ	350羽	350羽	350羽
サギ類	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	5頭	5頭	5頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
キツネ	50頭	50頭	50頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ 著しい被害に対応するため通年で捕獲を行う。 ・ ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、被害発生地域において、市猟友会の協力のもと銃器、わな等による捕獲を行う。 ・ アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ、キツネについては捕獲檻での捕獲、カラス等鳥類は、捕獲檻、銃器による捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ ツキノワグマの市街地出没時には、市民及び猟友会員の命を守る必要性があるため、警察の指示のもとでライフル銃の発砲を行い捕獲する。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・ 地域での取組みを支援し、国庫事業や県単事業等を活用してワイヤーメッシュ柵や電気柵等のハード面を整備する。 ・ 緊急に整備が必要な場合には、市単独事業により支援する。 （整備予定距離 L=5,000m）	・ 引き続き、地域での取組みを支援し、国庫事業や県単事業等を活用してワイヤーメッシュや柵電気柵等のハード面を整備する。 ・ 緊急に整備が必要な場合には、市単独事業により支援する。 （整備予定距離 L=5,000m）	・ 引き続き、地域での取組みを支援し、国庫事業や県単事業等を活用してワイヤーメッシュや柵電気柵等のハード面を整備する。 ・ 緊急に整備が必要な場合には、市単独事業により支援する。 （整備予定距離 L=5,000m）

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・電気柵の漏電を防ぐため、定期的な草刈りを行う。 ・ワイヤーメッシュ柵の破損部分がないか定期的な見回りを実施し、破損箇所は随時補修する。	・電気柵の漏電を防ぐため、定期的な草刈りを行う。 ・ワイヤーメッシュ柵の破損部分がないか定期的な見回りを実施し、破損箇所は随時補修する。	・電気柵の漏電を防ぐため、定期的な草刈りを行う。 ・ワイヤーメッシュ柵の破損部分がないか定期的な見回りを実施し、破損箇所は随時補修する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	全般	・研修会等を通して、地域が一体となった取り組みを支援、推進する。 ・被害の顕著な地域においては、ハード面の整備と併せて、地域が一体となった追い払い体制を構築するなど、ソフト面においても整備をすることにより、より効果のある防除体制づくりができるように支援する。 ・緩衝帯を整備するなど、獣が人里へ侵入しにくい環境づくり。 ・防除後の有害鳥獣の個体数等の動きを注視するとともに、捕獲檻の導入による個体数調整を行い、今後の対策に資する。 ・耕作放棄地の解消や放任果樹の除去等による生育環境管理を推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

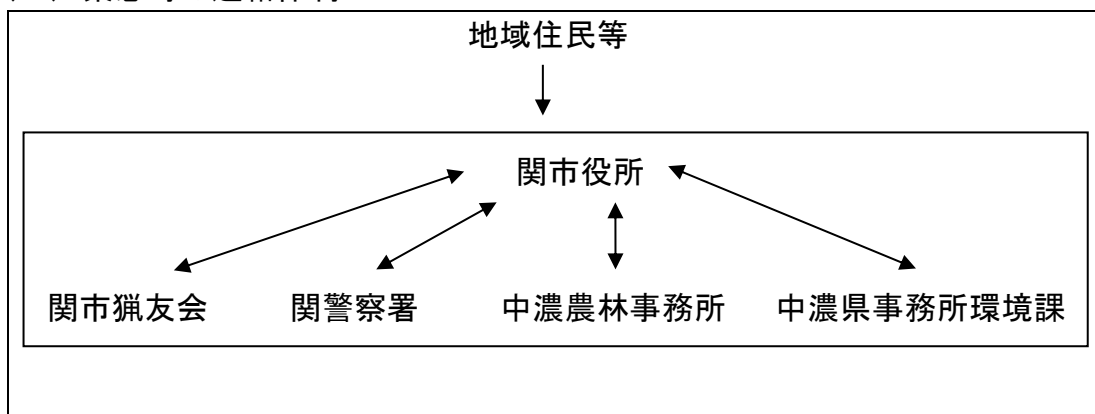
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
関 市 役 所	・ 市民への周知及び安全確保
関 市 猟 友 会	・ 市と連携した対応を図る
中濃農林事務所	・ 市と連携した対応を図る
中濃県事務所環境課	・ 市と連携した対応を図る

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに適切な処理施設での焼却処分、もしくは、適切な埋設処理を行うものとする。併せて捕獲鳥獣の利活用推進について検討をすすめる。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ 個人への販売 ・ 学校給食への販売 ・ 飲食店への販売（計画） ・ 小売店での販売
ペットフード	・ シカの筋が多い部位は、犬のエサとして個人販売
皮革	・ ナイフ、包丁の収納ケースに使用する（計画）
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	・ ナイフなどの刃物の柄に角を使用する（計画）

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	関市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
関市	・ 鳥獣害防止総合対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整。
関市猟友会	・ 被害地区等での有害鳥獣の捕獲を実施。 ・ 有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言。捕獲鳥獣の利活用検討。

関市農業委員会	・各地区の被害状況等の把握及び各地区の意見の集約。
岐阜県	・野生イノシシの豚熱まん延防止対策
めぐみの農業協同組合	・各地区の被害状況等の把握及び各地区の意見の集約。 ・被害対策の助言。
岐阜県農業共済組合	・各地区の被害状況等の把握
農事改良組合	・各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約 ・地区座談会を開催し、地区全体の被害防止対策の検討
水産関係団体	・水産被害等の把握、情報提供
農業関係団体	・農作物被害等の把握、情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中濃県事務所環境課	・有害鳥獣捕獲に対する助言
中濃農林事務所	・被害対策の助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年2月28日に設置し市長が指名した隊員により構成する。 関市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策及び鳥獣の捕獲等に対する指導、助言、鳥獣の被害防止に関する事業の推進、鳥獣被害の実態、出没状況の調査、その他鳥獣被害防止対策に関する業務にあたる。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。